

は じ め に



出雲市の 福祉のまちづくり

～共に生きるぬくもりのあるまちをめざして～

だれもが自立し、安心して、快適に暮らせるまちづくりを進めようと、市では平成7年（1995）9月、「出雲市バリアフリーのまちづくり計画」を策定しました。この計画をもとに、さまざまな施策を短期・中期・長期と定め実行に移しています。

計画をさらに前進させるため、平成9年（1997）3月、中国地方の市町村では初の「福祉のまちづくり条例」を制定（同年4月1日施行）しました。

この計画・条例の根底には、下記のまちづくり施策体系があり、すべての人が安心して快適に暮らせるまち、障がい者の社会参加・自立を最終目標としています。

福祉のまちづくり施策体系

自立
社会参加

安心して快適
に暮らせるまち

市民

事業者

行政

福祉教育

情報ネットワーク

生涯学習

広報・啓発

個人住宅

療育・リハビリ

ボランティアと障がい者

民間建築物

社会参加

とのネットワーク

交通機関

雇用・就労の促進

ふれあいの場

公的建築物

健康・医療サービス

相互理解の文化

環境

健康医療福祉・教育・雇用

教育・文化のまち

健康文化と快適な
くらしのまちづくり計画

高齢者保健福祉計画

「福祉のまちづくり条例」 ◆ バリアフリーのまちづくり計画

福祉のまちづくり条例

この条例は、障がい者や高齢者の自立・社会参加を妨げているさまざまな障壁(バリア)を取り除く(フリー)ことにより、「すべての市民が平等で、自らの意志で自由に移動でき、健やかに育ち、学び、働き、憩うことのできる都市を創造する」ことを目的としています。

この条例では、市・市民・事業者の役割を示し、心づくり・地域づくり・都市づくりの3つの柱を基本方針に進めます。

福祉のまちづくり

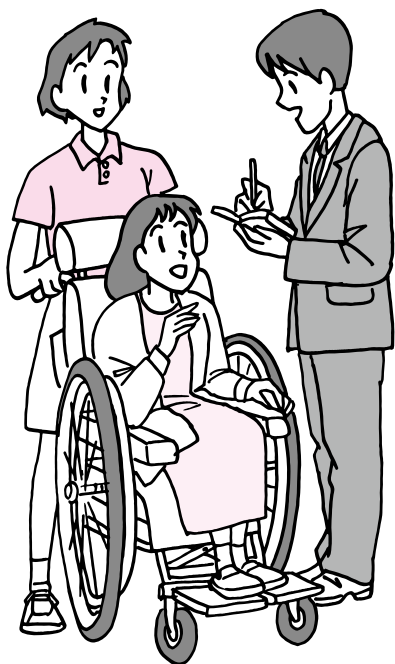


出雲市

福祉のまちづくりシンボルマーク

〔太陽(あたたかさ)とハート(やさしさ)の融合をイメージしました。〕

市・市民・事業者の役割



市の役割

- 福祉のまちづくりに関する総合的な施策を策定し、計画的に実施します。
- 施策の策定・実施にあたり、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めます。



協働

市民の役割

- 福祉のまちづくりについて理解を深め、お互いに協力して推進します。
- 市が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めます。

事業者の役割

- 施設や公共交通機関をすべての人が安全かつ容易に利用することができるようにするとともに、お互いに協力して福祉のまちづくりを推進します。
- 市が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めます。

3つの基本方針

心づくり

障がいをもつ人の回りにあるバリアのうち最も重大なものが心・意識上のバリアです。私たち一人ひとりが障がいの有無に関わらず、平等な個人としてお互いに理解し、尊重し合う社会づくりを目指します。

- ① 広報・啓発
- ② 福祉教育の推進
- ③ 交流の促進

地域づくり

市民一人ひとりが自立し、自由に社会参加できる社会環境の整備推進に努めます。

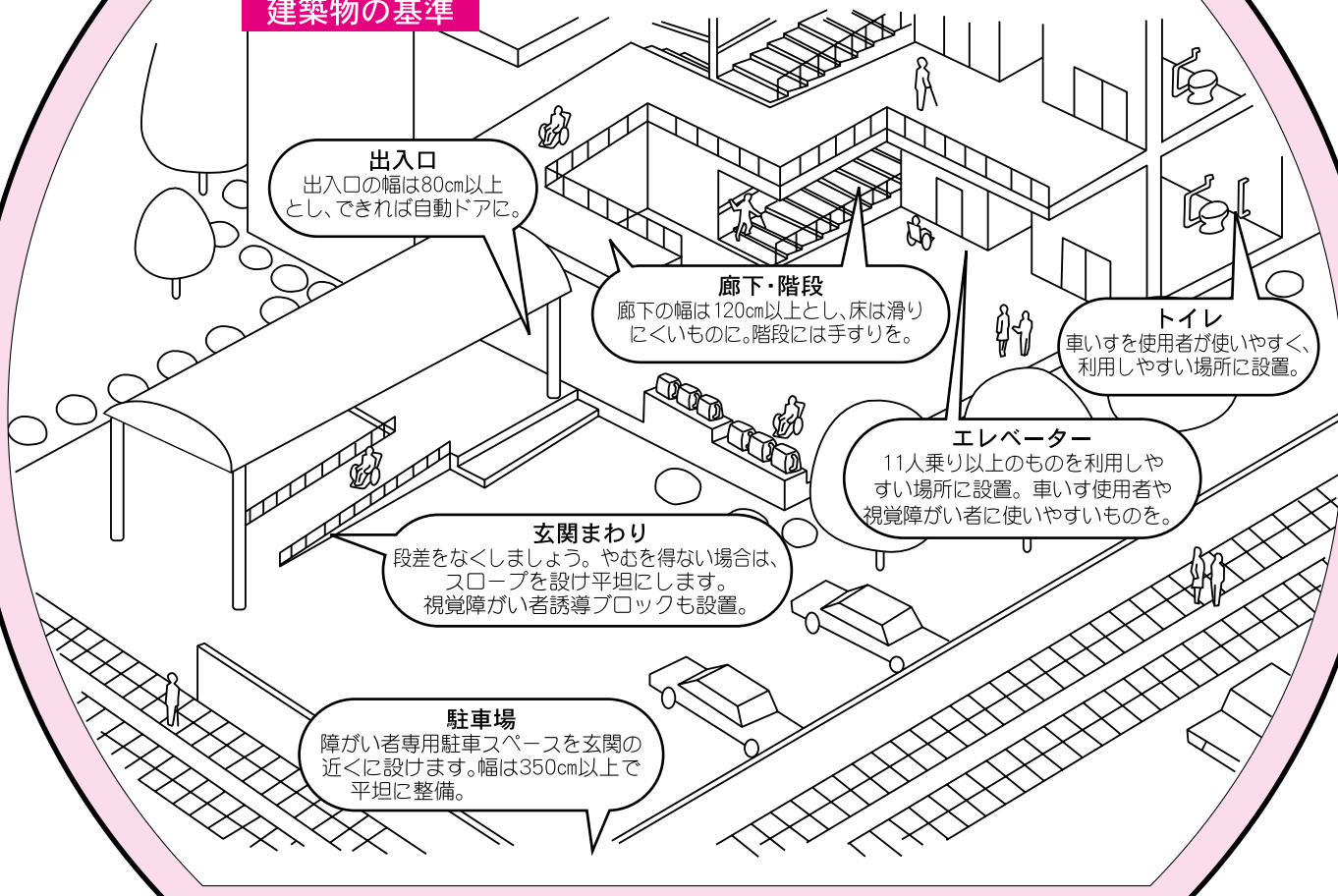
- ① 学校教育・生涯学習の支援
- ② 就業機会の確保
- ③ 日常生活・情報利用の支援
- ④ 安全対策の推進

3つの柱

都市づくり

市は建築物・道路、公園の整備基準を定めます。事業者や市民は、バリアフリーに配慮した施設や住宅などの整備に努めます。

建築物の基準



★公共施設や官公庁・病院・金融機関・百貨店・マーケットなど一定規模以上の「特定施設」の新設・改修時には、事前協議と工事完了報告が必要です。(次頁に一覧表を掲載しています。)

★事前協議を行わない場合、協議と異なった工事を行った場合、または事前協議において市の指導・助言に従わなかった場合は勧告・公表を行います。

一般都市施設

不特定多数の人が利用する、下表の用途の建築物・道路・公園・駐車場です。
規模にかかわらず、整備基準に適合させるように努めてください。

特定施設

一般都市施設のうち下表右側の規模を超える施設です。新設・改修時には、
事前協議等の手続きが必要です。

用途等	規模
官公庁舎	すべて対象
学校、専修学校、各種学校	
病院、診療所、薬局	
老人福祉施設、身体障がい者福祉施設、児童福祉施設、その他福祉施設	
図書館、博物館	
火葬場	
銀行、農業協同組合、信用金庫、信用組合等の金融機関	
ガス・電気・電気通信事業の事務所	
鉄道の駅、バスターミナル	
公民館、集会場、冠婚葬祭施設	
公衆便所	
理容所、美容所	50㎡以上のもの
質屋の営業所、クリーニング取次店、貸衣装屋、旅行代理店、学習塾等	100㎡以上のもの
物販店、給油取扱所	200㎡以上のもの
飲食店	
公衆浴場	
劇場、映画館、展示場等	500㎡以上のもの
体育館、水泳場、ボーリング場、スポーツ練習場等	
遊技場、カラオケボックス等	
ホテル、旅館	
自動車車庫	
共同住宅	
事業所の事務所	
上記用途の複合施設	
工場	2000㎡以上のもの
卸売市場	
道路	すべて対象
公園、動物園、植物園、遊園地	
駐車場(駐車場法第12条の届出の対象となるもの)	全駐車台数が50台を超えるもの

出雲市福祉のまちづくり条例 事務手続きの流れ(建築物の場合)

